

定住促進賃貸住宅家賃補助事業について

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(222)

転入世帯または新婚世帯が町内の賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部を助成します。

【補助対象者】

転入世帯または新婚世帯の世帯主で、次に掲げる要件すべてに該当する方

1. 世帯全員が大崎町に住所を有すること
2. 3万円を超える賃貸住宅の家賃を支払っていること
3. 世帯全員が市区町村民税などを滞納していないこと

※転入世帯…転入日から賃貸住宅に入居した日までの期間が1年未満で、転入日前の3年間において町内に住所を有していなかった方が属する世帯。併せて、申請日の属する年度の末日において全員が55歳未満である世帯

※新婚世帯…婚姻届出後2年未満で、申請年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満である世帯

【補助期間】

補助要件を具備した月(月の途中入居などの場合は、その翌月)から起算して24月以内

【補助金額】

毎月の家賃から住宅手当などを減じて得た額の2分の1の額(千円未満の端数は切り捨て)を助成します。ただし、世帯主の区分に応じた補助限度額は右記のとおりです。

世帯主の区分	上限金額
転入世帯の世帯主	月額1万円
新婚世帯の世帯主	月額1万円
転入世帯かつ新婚世帯の世帯主	月額2万円
新婚世帯加算金 ※令和3年4月1日以降婚姻世帯	6万円(1回)

※公的住宅の場合、上限金額は2分の1となります。

※新婚世帯加算金は初年度の申請に限ります。

定住住宅取得補助事業について

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(222)

町内に定住するために住宅を新築または購入した方に対し、取得に要した経費の一部を助成します。

【補助対象者】 下記のいずれかに該当する世帯責任者

- 転入日前の2年間において町内に住所を有しておらず、転入後2年以内(住宅新築のために必要な資金借入れに際し、確定申告書が2箇年分必要となる農業所得者、個人事業主等については、3年以内)に住宅を取得した場合(ただし世帯責任者は65歳未満)
- 義務教育終了前の子を扶養している場合
- 夫婦どちらかが40歳未満である場合

【補助要件】 ※建て替えとみなされる場合は対象外となります。

1. 住宅取得後1年以内に申請すること
2. 取得した住宅に引き続き5年以上居住する意思があること
3. 居住地の自治公民館に加入すること
4. 市区町村民税等に滞納がないこと

【補助金額】 住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。ただし、補助限度額は下記のとおりです。

基本額	補助基本額		
	転入者加算金	1世帯につき	20万円
加算金	子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人	10万円
		義務教育終了前の子が2人以上	20万円
	地域活性化加算金	指定地区に住宅を取得した場合	10万円